

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、

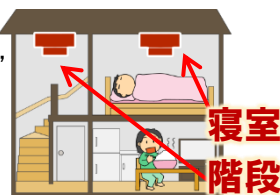
令和7年6月1日で **14年** を経過しました！

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品や電池の寿命などで火災を検知しなくなりますので、**10年**を目安に、本体ごと取り替えましょう。

■設置する場所(例)

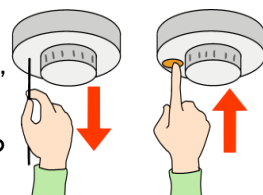
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



後援：



消 防 庁

Fire and Disaster Management Agency



鹿児島県

kagoshima Prefecture

【お問い合わせ】

伊佐湧水消防組合

予防課

0995-22-0122

菱刈分遣所 0995-26-0085

南消防署

0995-74-3021

吉松分遣所 0995-75-2605